

世田谷区立砧小学校水泳指導等業務委託事業者選定プロポーザル

実施要領

令和8年4月

世田谷区立砧小学校水泳指導等業務委託

事業者選定事務局

住所 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区役所西棟1階（102番窓口）
教育政策・生涯学習部施設整備課内

交通 東急世田谷線「松陰神社前」駅・「世田谷」駅
バス「世田谷区役所入口」「世田谷区民会館」

電話 03（5432）2663

ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02430/32303.html>

[トップページ](#)→[事業者の方へ](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#)→
[子ども・教育・若者支援](#)

又は(ホームページの上部検索メニューにページ番号「32303」と入力して検索)

受付時間 9時～17時

ただし、土・日曜日、祝日、並びに月～金曜日の正午～13時を除く。

1 目的

本件は、世田谷区立砧小学校（以下「当該校」）の近郊に位置する公営・私立学校の屋内プールを活用して当該校の水泳指導を実施し、児童の泳力向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

（１）履行期間 契約締結の日から令和８年９月１８日まで（予定）

※本契約は単年度ごとに締結するものとし、令和８年度から令和１０年度までの間についても、本事業に係る予算配当があること及び前年度の履行が良好であることを条件に、双方協議の上、引き続き同一の事業者と随意契約を締結できるととする。

（２）業務内容（令和８年度）

実施要領別紙「仕様書（案）」による。

3 提案限度額

提案限度額は３，３０８，６９０円（税込み）とする。受託経費見積書の見積金額が提案限度額を超えている場合失格とする。

4 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、当該校近隣プールを活用して、当該校の水泳指導及び器具の準備等を実施し、児童の泳力向上を図ることを目的とする。

本業務を適切に履行するには、事業の趣旨を理解するとともに、高い指導力を持った水泳指導員について必要な人数を確保し、的確に管理することが必要である。また、水泳指導員に対して事業の趣旨を十分に理解させ、効果的な水泳指導を実施するための必要な研修を行うこと等が必要であり、異なる年齢に対する水泳指導について豊富な経験と優れたノウハウが求められるため、入札方式による事業者選定は困難であり、プロポーザル方式を採用する。

5 プロポーザルに参加できる者の資格

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当しないものであること及び同条第２項による措置を現に受けていないこと。
- （２）世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- （３）世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による

再生手続開始の申立てがされていないこと。

- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 令和3年度～令和7年度に世田谷区または他自治体の小・中学校における水泳指導の受託実績があること。
- (7) 区が設置する本件選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

本件審査委員（公告日時点）

施設計画課長 奥 清人（審査委員長）

世田谷区立砧小学校校長 神田 光子

世田谷区立砧小学校副校長 木村 広一

教育指導課長 東城 良尚

6 事業者選定のスケジュール

スケジュール内容	日程（予定）
参加及び1次・2次審査に関する質問受付	令和8年4月15日（水）17時まで
質問回答（ホームページに掲載）	令和8年4月17日（金）を予定
参加希望届出書の提出	令和8年4月22日（水）17時まで
プロポーザル参加資格確認通知	令和8年4月24日（金）17時までに通知
提案書類の提出	令和8年5月21日（木）まで
審査結果の通知、公表（ホームページに掲載）	令和8年6月1日（月）を予定
契約締結	令和8年6月上旬を予定

7 実施要領等の交付期間、場所及び方法

- (1) 実施要領等の交付期間は「6 事業者選定のスケジュール」のとおり
- (2) 実施要領等の交付場所は、以下の区ホームページとする。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02430/32303.html>
- (3) 実施要領等の交付方法は、希望者に無償交付するものとし、参加を希望する事業者がダウンロードすること。

8 参加希望届出書の提出期限及び方法

- (1) 参加希望届出書は、様式1に必要事項を記載し、「6 事業者選定のスケジュール」に記載の日時までに以下 LoGo フォームにより提出すること。
<https://logofrm.jp/form/JqMJ/1525965>
- (2) 参加希望届出後に何らかの事情により辞退する場合は、本実施要領表紙に記載の

事務局に連絡したうえで指定様式にて辞退届を提出すること。

9 提案書の提出期限及び方法

- (1) 提案書を提出できるのは、参加希望届出書を提出し、参加資格確認通知を受けた事業者に限る。
- (2) 提案書の提出の際には様式2に必要事項を記載し、様式3とあわせて(3)に記載のとおり提出すること。
- (3) 提案書は、様式3に「1.1 提案書に記載を求める内容等」に示す事項を記載し、「6 事業者選定のスケジュール」に記載の日時までに以下LoGoフォームにより提出すること。

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1525970>

1.0 参加希望届出書作成要領

- (1) 代表者印を押印すること。
- (2) 以下のデータ（スキャンデータ可）を別添すること。
 - ①入札参加資格審査受付票（写し）
 - ②都道府県民税・市町村民税の滞納がないことを証明する書類
（納税証明書のスキャンデータ。最新年度分の写しを提出すること。）
 - ③令和3年度～令和7年度に世田谷区または他自治体の小・中学校における水泳指導の受託実績を証明する書類を別添すること。なお、契約件名、契約相手方、契約年度、請負と派遣の別、小・中学校の別がわかる書類を提出すること。最大30件まで提出可。
 - ④会社概要（任意様式。パンフレット等も可。）

1.1 提案書に記載を求める内容等

- (1) 本件の提案書を提出する者は、次に掲げる事項を提案書に記載し、必要な書類を提出しなければならない。
 - ①経営方針
※社名の特定につながるような記載は避けること。
 - ②本業務委託に対する提案内容
 - ア 本業務への取組方針
 - イ 指導及びカリキュラムの内容（学習指導要領への理解、配慮が必要な児童への支援、児童の学年・泳力に応じたカリキュラム等）
 - ウ 水泳指導員の採用方法・採用基準等

(資格要件、経験年数、必要とする資質等)

エ 水泳指導員の研修体制・内容

(学習指導要領への理解、配慮が必要な児童への支援等)

オ 指導を実施するにあたっての視点及び工夫

(学習指導要領への理解、児童の人権の尊重、配慮が必要な児童への支援、意欲を向上させて効率的な指導を行う手法等)

カ 本業務の実施体制(区との連絡・連携体制、水泳指導員の配置・管理の実施体制労務管理の体制)

キ 個人情報保護に関する考え方・管理体制

ク 業務実施計画(事業の開始準備及び事業実施についての計画)

③その他アピールしたい特徴があれば、具体的に記入すること。(資料添付可)

④受託経費見積書(見積書は予定数量に基づき作成し、1回ごとの指導員の単価等の詳細が分かるよう作成すること)

(2) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。

(3) 提出書類は返却しない。

1.2 受託候補事業者を選定するための評価基準

(1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか。

(2) 指導及びカリキュラムの内容(学習指導要領への理解、配慮が必要な児童への支援、児童の学年・泳力に応じたカリキュラム等)は適切であるか。

(3) 水泳指導員の採用方法・採用基準等(資格要件、経験年数、必要とする資質等)は適切であるか。

(4) 水泳指導員の研修体制・内容(学習指導要領への理解、配慮が必要な児童への支援等)は適切であるか。

(5) 指導を実施するにあたっての視点及び工夫(学習指導要領への理解、児童の人権の尊重、配慮が必要な児童への支援、意欲を向上させて効果的な指導を行う手法等)は適切であるか。

(6) 本業務の実施体制(区との連絡・連携体制、水泳指導員の配置・管理の実施体制労務管理の体制)は適切であるか。

(7) 個人情報保護に関する考え方が適切であり、管理体制が整備されているか。

(8) 業務実施計画(事業の開始準備及び事業実施についての計画)は妥当であるか。

(9) アピールしたい特徴として記載された内容は、本業務実施にあたって効果が期待できるか。

(10) 類似業務に係る受託実績は本業務を実施するのに十分であるか。

(1 1) 受託経費見積は妥当か。

1 3 提案書の審査方法及び結果通知

(1) 参加資格の確認は本実施要領表紙に記載の事務局が行う。

(2) 提案書に基づいた受託候補事業者の選定は世田谷区立砧小学校水泳指導委託事業者選定委員会設置要綱に定める委員会が行う。

(3) 審査の結果は「6 事業者選定のスケジュール」に記載の日時までに参加希望届出書に記載された連絡先に通知する。

1 4 質問の受付

(1) 参加希望届出書の提出を予定している者又は参加希望届出書を提出した者は提案書作成のために質問をすることができる。

(2) 質問は公告日から「6 事業者選定のスケジュール」に記載の日時まで以下LoGo フォームにより質問を提出すること。

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1525956>

(3) 質問に対する回答は「6 事業者選定のスケジュール」に記載の日時までには区ホームページにて公開する。回答内容は実施要領及び実施要領説明書の修正、様式の追加及び修正等として取り扱う。

1 5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

(3) 受付期限以降の差し替え及び再提出は不可とする。

(4) 提案内容については、世田谷区の許可なく公表及び使用することは禁止とする。

(5) 契約保証金は免除する。

(6) 契約時に契約書の作成を要する。

(7) 履行期間内における契約は履行状況が良好であることを条件に随意契約とする。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口は施設整備課とする。

(9) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(10) 事業者からの提出物は返却しない。

(11) 提出された書類は、審査事務に必要な範囲で複製することがある。

(12) 提出された書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、世田谷区情報公開条例（平成13年条例第6号）に掲げるものを除き、必要により公表することがある。

- (13) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されない。
- (14) 砧小学校、その他関係施設（他の世田谷区立小・中学校等を含む）、近隣、児童等への問い合わせはその一切を禁止する。こうした行為が認められた場合、参加を辞退していただく場合がある。

1.6 問い合わせ先

表紙に記載の「世田谷区立砧小学校水泳指導業務委託事業者選定事務局」のとおり。